

令和9年度学生定期健康診断概要

1. 実施時期

令和9年4月1日（木）9時から17時まで

2日（金）9時から17時まで

5日（月）9時から17時まで

※貧血の検査は別途指定の1日で実施することとする。

2. 実施会場

京都府立大学 第2体育館 第一多目的室及び第二多目的室

3. 検査項目

健康診断の検査項目及び予定数量は以下のとおり。

	検 査 項 目	予 定 数 量 (人)
①	胸部 X 線直接撮影(デジタル)	1, 9 9 6
②	内科検診	1, 9 9 6
③	尿検査（蛋白、糖、潜血）	1, 9 9 6
④	身長・体重測定	1, 9 9 6
⑤	血圧測定（新入生のみ）	6 5 0
⑥	視力検査(卒業回生のみ)	5 0 6
⑦	貧血検査（血清鉄、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット） （新入生女子のみ）	3 6 5

4. 留意事項

受託機関は、検診の実施に当たり以下のことに留意するものとする。

検診前	・検診の実施に先立ち、担当職員と協議を行い、検診に必要なスペース等について調整し、円滑な検診が行えるよう準備すること。 ・車両の入構が必要な場合は、台数・車種・ナンバー・運転者を事前に担当者に報告すること。 ・京都市への診療所開設許可申請書類の提出に際して、事前に担当職員と協議を行い、必要に応じて敷地平面図等書類の提供を受けること。 ・検診を受診する際の定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示すること。
-----	--

検診時	・受付及び会場設営等は受託機関が行うこと。 ・受付において受診票等を発行の上、健康診断を行うこと。 ・血圧については、別途指示する値が出た場合再度計測すること。 ・問診等に当たっては、プライバシーの確保ができる状況で実施すること。 ・事故がないよう十分に配慮し、万一事故が発生した場合は担当職員に直ちに口頭で連絡するとともに、遅滞なく紙面にて報告すること。 ・待ち時間の短縮及び検診の円滑な実施に努め、受診者からの苦情に対しては、誠実に対応するとともに、苦情内容を担当職員に報告すること。 ・上記3日程での検診終了後、担当職員に全受診者数、検診項目ごとの受診者数について報告すること。 ・指定日に受診できなかった受診者については、後日、受託機関に出向いて受診することも可能とする。 ・尿検査（再検査及び未検者）については、指定日とは別に数日の検査を行うこと。 ・尿検査の結果は、1回目、再検査と分かるように表示すること。 ・感染症対策について、内閣官房ホームページの新型コロナウイルス感染症防止対策特設ページに掲載されている業種別ガイドラインの「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を参考に、必要な対策を講じた上で検診を実施すること。
-----	---

5. 費用請求

検査実施に係る経費の他、出張に要する旅費及び受託機関からの通知発送等に係る経費は受託機関の負担とする。診療所開設許可申請手数料についてはこの限りではない。

会場使用に係る経費は本学負担とする。

6. 結果報告

結果報告の提出物は、受診者ごとの健康診断結果一覧、受診状況一覧、有所見者一覧又は要再検査者一覧、業務完了報告書その他本学が必要と認める資料とする。

なお、診断結果は紙媒体及び電子データにより提出することとする。受診者ごとの結果表は窓あき封筒に個人ごとに封入して梱包（封筒口は糊付け）すること。電子データの形式はExcel その他本学が指定する形式とする。電子データの詳細な仕様については、本学と受託者が協議の上決定する。